令和７年７月

お客さま各位

高松信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応に係るお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫は、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、以下の対応を実施いたしますのでお知らせいたします。

2021 年 6 月に政府から公表された「成長戦略実行計画」に「2026 年度末までに約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化を図る」ことが盛り込まれ、金融業界では「2026 年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画が策定されており、政府・産業界・金融界が一丸となって推進している環境を踏まえての対応となります。

現在、手形・小切手をご利用中のお客さまにおかれましては、本対応について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、代替手段としての「法人インターネットバンキング」や「しんきん電子記録債権サービス（でんさい)」及び「でんさいライト」等の電子決済サービスへの移行をご検討いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

１．当座預金の新規口座開設の終了

当座預金の新規口座開設の受付を終了させていただいております。なお、既に当座預金口座を開設済のお客さまは引き続きご利用いただけます。

２．2027 年 4 月 1 日（木）以降を振出・期日とする手形・小切手の取立受付の停止

2027 年 4 月 1 日（木）以降を振出・期日とする手形・小切手（先日付小切手を含みます）の代金取立の受付を停止しています。

３．払戻請求書による当座預金払戻しの取扱開始

2025 年 10 月（予定）より小切手によらない当座預金からの払戻方法として、「払戻請求書」による当座預金払戻しの取扱いを開始予定です。

なお、お持ちの小切手は引き続きご利用になれます。詳細は別途ご案内申し上げます。

４．手形・小切手帳の発行受付の終了

2026 年 3 月 31 日（火）受付分をもって、手形・小切手帳の発行サービス及び同署名判印刷サービスを終了させていただきます。

以　上